

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

（１）看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：沼田由紀夫

看護部長：佐藤 茂

（２）看護職員の勤務状況の管理（勤務状況・残業時間・夜勤への配慮）

勤務時間：

①40 時間/週 以内

②連続勤務 5 日以内

③勤務状況の把握：有休取得率 時間外業務の把握

④勤務と勤務の間隔（インターバル時間）が必ず 11 時間以上

夜勤勤務：

①夜勤明けの翌日は原則休み

②夜勤の回数 4 回以下、個人の希望に配慮

（３）多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

「各部門責任者会議（病院内会議）」 1 回/月 計画評価 3 月 実施 4 月

（医師・看護師・薬剤師・作業療法士・管理栄養士・臨床心理士・診療情報管理士・事務）

（４）看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定・年に 1 回の見直しと職員への周知（院内掲示）

（５）処遇の改善

研修参加支援・キャリアアップ支援・資格取得支援

（６）職場環境の向上

ハラスメント防止対策・定期的面談の実施・安全で働きやすい職場づくり

メンタルヘルス相談体制の整備